

四街道市登園・登所に関する医師の意見書(医師記入)

証明日 年 月 日

保育所(園)宛

児童名

医療機関名

医師名

上の児童については、下記の疾患で療養中のところ、健康(全身)状態が保育所での集団生活に適応できるまで回復し、かつ感染しやすい期間を脱し、保育所内での感染症の集団発生や流行につながる可能性は低いと考えられるため、下記の日付より登園・登所可能と判断します。

年 月 日から療養開始

年 月 日から登園・登所可

該当疾患に○	疾患名	感染しやすい期間	登園・登所のめやす (以下の基準に基づき、医師が判断します)
	麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現の4日後まで	解熱後3日を経過するまで
	風しん	発しん出現7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
	水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	全ての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日が経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	結核	—	医師より感染の恐れがないと認められていること
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、眼球充血等の症状が出現した数日間	発熱、眼球充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
	流行性角結膜炎	眼球充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているため注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有な咳が消失していること、又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
	腸管出血性大腸菌 感染症(O157、O26、O111等)	—	医師より感染の恐れがないと認められていること (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能)
	急性出血性結膜炎	—	医師より感染の恐れがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師より感染の恐れがないと認められていること

園生活における注意事項(